

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和元年9月12日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階602会議室
- 3 事 件  
議案第74号 三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)  
議案第75号 三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)  
議案第76号 三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)  
議案第77号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び三次市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例(案)  
所管事務調査 三次市歴史民俗資料館の収容物の管理・展示について
- 4 出席委員 桑田典章, 黒木靖治, 竹原孝剛, 保実 治, 横光春市, 弓掛 元, 藤岡一弘
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員  
【市民病院部】池本市民病院部事務部長, 片岡医事課長, 後藤病院企画課長, 原病院企画係長  
【市民部】上谷市民部長, 渡邊市民課長, 村上市民窓口係長, 山本資産税係長  
【福祉保健部】牧原福祉保健部長, 影山社会福祉課長, 道々高齢者福祉課長, 松田障害者福祉係長  
畠高齢者福祉係長, 沖川介護保険係長  
【子育て・女性支援部】松長子育て・女性支援部長, 畑中子育て支援課長, 熊谷保育係長  
【教育委員会】長田教育次長, 古矢文化と学びの課長, 中村文化学習係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○桑田委員長 おはようございます。ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。  
ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので委員会は成立しております。  
お諮りいたします。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

次に、本日の日程及び審査の方法につきまして、タブレットの教育民生常任委員会令和元年9月定例会のフォルダに入れてございますので、その審査順どおり行ってまいりたいと思います。審査順にありますように、まず市民病院部に係る議案1件、次に市民部に係る議案1件、福祉保健部に係る議案1件及び子育て・女性支援部に係る議案1件、合計4件に関して提案説明を受け、質疑をお願いしたいと思います。

また、所管事務調査として、「三次市歴史民俗資料館の収容物の管理・展示について」を調査したいと思います。教育委員会に出席していただき、説明を受けた後、その後、現地調査。現地調査から戻ってまいりまして、教育委員会を交えて意見交換をさせていただきたいと予定しております。

す。その後、議案の採決等を行い、その後、委員長報告の関係、次いで意見書「発達障害児の早期診療の対応を求める意見書について」をした後に、最後、その他として「予算決算常任委員会分科会の審査項目について」をやって、委員会を閉じさせていただこうという予定でございます。よろしくお願いたします。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 では、そのように進めさせていただきます。

市民病院部病院企画課に入ってください。

(執行部入室)

○桑田委員長 それでは、審査に移ります。

議案第76号、三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

池本市民病院部事務部長。

○池本市民病院部事務部長 おはようございます。市民病院部から議案第76号、三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

まず、本案は、障害福祉サービスのうち障害や病気でたん吸引などの医療的ケアが必要な障害児を短期間受け入れる短期入所事業を実施するに当たりまして、関係条例であります三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容につきましては、第1条の病院事業の設置目的に、「障害福祉サービス」を追加し、第2条に具体的な事業といたしまして、「短期入所」を追加しようとするものでございます。この事業によりまして、医療的ケア児を在宅で介護している家族等の負担軽減を図り、在宅介護支援に取り組むものでございます。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いたします。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは、質疑をお願いいたします。

弓掛委員。

○弓掛委員 今までは障害者の方はなかったということか。

○桑田委員長 池本部長。

○池本市民病院部事務部長 これまでは病院事業ということで、障害のある子供さん、医療が必要な場合はすぐに入院という格好で対応しておったわけですが、今回の医療的ケア児の障害児を受け入れるというのは、すぐに医療ということではないんですけれども、自宅で介護されておる御家族等の、例えばいろいろ行事があられたりとか休息とか、そういったときに短期間、その子供さんだけを病院で受け入れて御家族の負担を軽減するという、これは福祉のほうのサービスということで今回追加させてもらおうということでございます。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 医療だったら保険適用ということですが、これは保険適用でなしに。

○桑田委員長 片岡医事課長。

○片岡医事課長 こちらにつきましては障害福祉サービスということで、短期入所サービスを設置するという事です。サービスとして利用料等、市のほうへ請求いたします。また、利用者の方からは利用者負担額をいただくという形になります。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 ということは、個人負担分は病院のほうでいただく。手続も市役所のほうで、病院のほうでさせるということになるんですか。例えば入所するときに、市役所の福祉なら福祉、あるいは病院なら病院のほうで手続をして入所される。その後の会計については市役所のほうへ市役所のほうの負担分についてはいただく。個人は一定自分の負担だけ払えばいいということになりますね。

○桑田委員長 片岡医事課長。

○片岡医事課長 サービス給付自体の手続は社会福祉課のほうへ申請に来ていただきまして、給付の理由書、それを確認しまして病院のほうでは可能な利用日数を確認しまして、それに応じた自己負担金を徴収することになります。食事代は実費になりますので、利用された日数に応じて利用者さんからいただくという形になります。

○桑田委員長 そのほか。

黒木副委員長。

○黒木副委員長 考え方としたら、介護サービスで在宅介護の障害者の対応をしようという考え方でいいんですか。障害福祉サービスですね。ショートステイみたいなものがありますね、一時的な、家族が旅行されたり行事で、その障害児に対する同じような、考え方としてはそういう考え方でいいんですか。

○桑田委員長 影山社会福祉課長。

○影山社会福祉課長 障害福祉サービスの中の短期入所事業ということでして、福祉型と医療型と分かれておりますけれども、その中の医療型ということで認識をしていただけたら。

○桑田委員長 そのほか。

竹原委員。

○竹原委員 どの程度の規模、ショートステイを受ける。

○桑田委員長 池本市民病院部事務部長。

○池本市民病院部事務部長 新聞報道等もあったんですけども、県のほうからあったんですけど、その際2床という数字が出たんですけども、これは場所的なことでありますとか、そういったところで受け入れ体制をとる中で、まずは1床からスタートしていこうかということで、現在のところは準備をしております。そこで状況的に可能だったら2床にしていこうというのが今のところの考え方であります。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 ようわからんのやけれど、人的なのはどのように対応するのかという、人を充てるのに何人ぐらい要るんですか、看護師さん。それともう一つはさっきの自己負担は、想定は何日ほどのぐらいというのがあるんですか。ショートステイじゃけ、そんなに長くはないんでしょうけど、

どのぐらいをショートステイの日にちとして。

○桑田委員長 池本市民病院部事務部長。

○池本市民病院部事務部長 職員の関係でありますけれども、まず今回の短期入所で、たん吸引とかが必要になります。子供さんの状況にもよりますけれども、基本的には看護師がやりまして、ドクターも介護するという格好であります。現在予定をしているのが小児科病棟、3階東病棟、基本的に事業の考え方が病棟または入っておるベッドを使って短期入所かショートステイをやっていくということなので、現在のところ現状の3階東病棟に配置しておる看護師が対応するという想定であります。実際、事業がスタートして、子供さんが来られた中で、その課題がいろいろ出てきたら、また人員体制等は検討していくというところで思っております。

○桑田委員長 片岡医事課長。

○片岡医事課長 日数ですけれども、1カ月のうち5日を限度として御利用いただくように予定しております。

○桑田委員長 影山社会福祉課長。

○影山社会福祉課長 自己負担額のほうですけれども、これにつきましてはあくまでショートステイになると思いますが、標準単価あるいは重度支援加算、そこら辺の加算額を加えて、1日当たり約3万円のうちの1割負担ということで、3,000円あたりが自己負担になろうかと思えます。ただし、負担上限という制度がありまして、月に大体4,600円が上限という自己負担になろうかと思えます。

○竹原委員 4,600円が上限。1日に3,000円なら2日を超えたら4,600円で済むということですか。

○影山社会福祉課長 月に5日です。

○片岡医事課長 そういう想定を今しています。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 大体わかりました。ニーズというのはあるんですか。それを想定して。

○桑田委員長 片岡医事課長。

○片岡医事課長 現在、当院の小児科を受診されていらっしゃる方が4名おられます。その方たちが利用をされると考えられますので、対応する対象の方は4名というふうに考えております。

○桑田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 1点だけ質問させていただきます。例えば面会時間というのはほかの患者さんと同じように時間が制限され、何時までというふうになるのか。基本的にお子さんなので、何時でも会えるというふうな何か特別な配慮は用意されているのかというところについて質問させていただきます。

○桑田委員長 片岡医事課長。

○片岡医事課長 短期入所サービスですので、御家族が来れないという形で提供しますので、いつも面会ということは不可能です。やはり医療型ですので、お預かりしているときに何かしら、そういったことがありましたら、御家族に来ていただくということになります。

○桑田委員長 影山課長。

○影山社会福祉課長 先ほど上限額のことを説明させていただきましたけど、補足をさせていただきます。住民税の課税状況によって上限額が変わります。非課税の場合ですと負担額はゼロ円になりますけども、一般的な市民税の課税世帯の場合でありましたら、所得割額28万未満の場合は4,600円という方が大多数であろうかと思しますので、4,600円というふうに申し上げました。

○桑田委員長 今1床。これ推測ですけど、増えるとかいうことは考えられるんですか。

池本市民病院部事務部長。

○池本市民病院部事務部長 今回の事業については、もともとは広島県のほうからこの事業をしてほしいという要請がありまして、現在でいうと、うちと尾道市の尾道市民病院の2カ所があります。そこの協議の中で2床というところが出てきたわけですし、先ほど言いましたように、今ある350床から新たにベッドを追加するということはなくて、ベッドがあいておるときにこのレスパイトの事業をするということですので、現状でいいますと、とりあえず今のところは最大2床であります。今後においてニーズ等々ありましたら、また協議ということになるかと思いますが、現状のところは最大2床としているところです。

○桑田委員長 そのほか、ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようですので、以上で議案第76号の審査を終わります。

市民病院部の皆さん、ありがとうございました。

次に、市民部市民課の方に入ってもらいます。

(執行部入れかえ)

○桑田委員長 それでは、市民部の方に入室いただきましたので、議案第74号、三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)の審査を行います。

提案理由の説明をお願いいたします。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 それでは、議案第74号、三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)について御説明いたします。

まず最初に経過から御説明させていただきます。本改正条例案は、女性活躍加速のための重点方針2016で示された旧姓の通称としての使用の拡大の整備により、女性活躍推進の観点から、本人申し出により住民票、個人番号カードなどへ旧氏、旧姓の併記などに関する事項を追加し、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布されました。あわせて住民基本台帳事務処理要領と印鑑登録証明事務処理要領も一部改正されたことに伴い改正するもので、施行期日は令和元年11月5日となります。また、本条例第6条第1項第6号及び第13条第1項第4号の性別を削除する改正案につきましては、本市ではカミングアウトの実例はありませんが、いわゆるセクシャルマイノリティーの1つであるLGBTなどの多様性を尊重し配慮しようとするもので、総務省自治行政局住民制度課長通知において、住民票記載事項証明書に性別記載欄は省略可能とする見解が示されており、印鑑登録証明書への性別の記載は必要性が低いことから、同様の扱いとしよ

うとするものであります。広島県内では、広島市、福山市、三原市、尾道市、東広島市が適用しております。なお、住民票記載事項証明書についても、申し出により性別の記載を省略できるように対応しております。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。まず、第2条改正。これは住民基本台帳事務処理要領に合わせての文言の整理です。第4条第1項第1号、第2号及び第6条第1項第4号は、住民票などへ旧氏、旧姓の併記を規定する政令改正にあわせて改正するものです。第6条第1項第6号の削除は、印鑑登録原票の記載事項から性別を削除するものです。あわせて号削除による号ずれを整理するものです。第6条第2項は、住民基本台帳事務処理要領に合わせての文言の整理です。第10条第5号及び第13条第1項第2号は、住民票などへ旧氏、旧姓の併記を規定する政令改正にあわせて改正するものです。第13条第1項第4号の削除は、印鑑登録証明書の表記から性別を削除するものです。あわせて号削除による号ずれを整理するものです。第13条第1項第6号は、関係法令の文言に合わせた表記とするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審査の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○桑田委員長 説明ありがとうございました。それでは、質疑をお願いいたします。

竹原委員。

○竹原委員 性別表記を削除する分で、ほかのものはないですか。これは印鑑証明だけですか。その他たくさんあるじゃろうけど、性別を書かにゃいけないのは。それから土日をまだやりよるけね。印鑑登録証明なら登録が、条例もまだしとらんやろ。10年度するんじゃない、施行。将来的にどないしようと思ひよるか、ようわからんので。

○桑田委員長 村上市民課市民窓口係長。

○村上市民窓口係長 ほかに削除するものという御質問がありました。特にはございません。

○桑田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 先ほど竹原委員から御質問がありました土日開庁の件でございます。これは第3次行財政改革においても推進したもので、第4次行財政推進改革においても上げさせていただく予定にはしておりますけども、今おっしゃったのは11年施行期間ということでありまして、第4次におきましては一応施行期間を終了させていただきまして、この11年間の実績等をしっかり精査する中で今後の土日開庁のあり方を整理していこうと、こういうことで考えております。ただ、今から出させてもらうところなのでまだ具体はできていませんけども、施行期間が余りにも11年という長い期間でございますので、ここは施行期間という表現が適当でないかと判断しておりますので、そういう考えでおります。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 今度マイナンバー、公務員は増やさにゃいけんようになるんでしょう。市は来年の3月で該当は1日何人せにゃいけんのかようわからんやろうけど、間に合うかどうか。そういうときは土日に職員が行くことがあることになるのかなと思つたから、余分なこっちゃけど。

○桑田委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 一般質問でも黒木議員のほうから御質問がございました。今見込んでおりますの

で、三次市の市民部がするかどうかわかりませんが、所管は総務企画部になると思うんですが、交付の所管事務は市民課になりますので、今の人数の中で調整をしておりますけども、共済組合のほうから公務員、またその扶養親族についての総体的な人数といたしましては、約1,500から1,700人を見込んでいます。あと県職もいらっしゃいますし、国家公務員もいらっしゃいます。総体でいうと、3,000から4,000名ぐらいがこの公務員とその扶養親族に当たるだろうと推測をしております。今、委員から御質問ありましたように、この数を3月末までに完了しようと思えば、整理できる部分は整理をしていかななくてはいけないということで、まずは三次市職員のいわゆる本人については優先的に交付事務を進めていこうかと。扶養親族等につきましては、これは本人が申請というのが原則になっています。よって零歳児の赤ちゃんから100歳を超えるお年寄りの方まで、基本的には御来庁いただくというのが大原則になっておりますので、当然平日の8時半から、マイナンバーの受付は9時から16時なんですけど、非常に困難ですね。子供を学校を休ませて来るとか、仕事を休んで来るというのはまず無理だと。逆に夕方やっていますね、金曜日、これも短い時間で1時間45分の中でここへ集中しても他の業務が追いつかないということがあるので、今、総務企画部とそういった人員体制にあわせて、この交付事務については今検討しながら進めていこうという状況でございます。

○桑田委員長 そのほか、ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようですので、以上で議案第74号の審査を終わります。

市民部の皆さん、ありがとうございました。

次に、福祉保健部高齢者福祉課に入ってもらいます。

(執行部入れかえ)

○桑田委員長 それでは、議案第75号、三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 議案第75号、三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法に規定する指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴い、関係条例であります三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容につきましては、別表中の短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)及び介護福祉施設サービスに係る食事の提供に要する費用及び居住または滞在に要する費用を定めようとするものであります。また、介護保険法の改正により、「ユニット型準個室」につきましては、「ユニット型個室的多床室」へ名称変更がされていますので、あわせて整理をするものです。この特別養護老人ホームの設置条例というのは、市が設置するものは江水園のものを定めるものというふうに御理解をお願いいたします。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは、質疑をお願いいたします。

弓掛委員。

○弓掛委員 よく聞こえなかったんですけど、値上げの意味合いというのは何ですか。

○牧原福祉保健部長 基本的には、今回消費税の引き上げに伴う措置が基本であります。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 消費税が上がるので、この金額が変わるということですね。

○桑田委員長 道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 施設サービスを利用するときにつきましては、基本的には施設と利用者との契約ということになっているんですけども、施設の平均的な費用をもとに基準額というのが定められております。これを基準費用額といいますけれども、こちらの額のほうは厚労省のほうで定められておまして、このたび基準費用額について改正がありましたので、それに準じて改正しようとするものでございます。

○桑田委員長 そのほか、ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようですので、以上で議案第75号の審査を終わります。

福祉保健部の皆さん、ありがとうございます。

(執行部入れかえ)

○桑田委員長 それでは、議案第77号、三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び三次市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

松長子育て・女性支援部長。

○松長子育て・女性支援部長 それでは、議案第77号、三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び三次市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例(案)について説明させていただきます。

まず、今回の改正理由でございますけれども、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、関係政令及び関係内閣府令が施行されることに伴い、関係条例である三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、以下、基準条例と言わせていただきます、及び三次市子ども・子育て支援法施行条例、以下、施行条例と呼ばさせていただきます、これら条例の一部を改正しようとするものです。

この基準条例とは、平成27年度の子ども・子育て支援新制度開始に当たり制定されたものでございます。子ども・子育て支援新制度においては、市の確認を受けた保育所等施設が保護者にかわり給付を受ける法定代理受領となりました。市の確認を受けるためには、国の定める基準を踏まえて市が定めた基準を事業者が満たす必要がありますが、その基準を定めているのがこの基準条例でございます。また、施行条例とは、子ども・子育て支援新制度において虚偽の報告等により保護者や

事業者等が不正に子供のための教育・保育給付を受け取った場合の罰則を定めたものでございます。

改正の主な内容に入る前に、一部改正に係る用語の定義について説明いたします。3の用語の説明のところをごらんください。

基準条例の条例名にもあります特定地域型保育事業でございますが、これは家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4種類があります。ゼロ歳から2歳までの保育を提供しております。三次市で該当するのは、事業所内保育事業である、あゆみ保育園、きらきら保育所、それから小規模保育事業である専法寺保育園の3所となっております。なお、同じく条例名にあります特定教育・保育施設は、資料のほうにはございませんが、子ども・子育て支援新制度の給付の対象となる認定こども園、保育所、幼稚園のことで、三次市で該当するのは、認定みゆきこども園、子供の館保育園、子供の城保育園の3所となっております。

次に、代替保育でございますが、これは特定地域型保育事業の職員が病気等により保育を提供することができない場合に、この事業者にかわって提供する保育のことをいいます。

次に、連携施設ですが、これは特定地域型保育事業者と連携する認可保育所、幼稚園または認定こども園のことをいい、その主な役割としては、助言、指導、代替保育、卒園児の受け入れ等となっております。

最後に、子育てのための施設等利用給付は、このたび新たに創設された幼児教育・保育の無償化の対象施設を利用した際に要する費用の支給のことで、三次市での対象施設等は、私立幼稚園、青空保育園などの認可外保育施設、幼稚園における預かり保育事業、保育所等における一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育てサポート事業となっております。

では、2の主な改正内容について御説明します。

初めに、2の(1)基準条例の主な改正内容です。

まず1つ目として、一般原則について規定している第3条第1項を改正し、保育の内容、水準について、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を追記しました。

2つ目として、利用者負担額の受領について規定している第13条第1項を改正し、利用者負担額の受領は、満3歳未満の保育認定子供の保護者に限ることを規定しました。

3つ目として、食事の提供に要する費用について規定している第13条第4項第3号を改正し、食事の提供に要する費用について、基本的には保護者から支払いを受けることができますとしますが、一定の市民税所得割額未満の世帯や第3子目以降及び満3歳未満の子供は除外することとしました。

4つ目として、特定教育・保育施設との連携について規定している第42条に第2項から第5項までを新設し、市長が認めた場合において特定地域型保育事業者による代替保育と卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務を緩和することを規定しました。

5つ目として、連携施設に関する経過措置について規定している附則第4条を改正し、特定地域型保育事業者が連携施設を確保しないことができる経過措置の期間5年を10年へ延長しました。

このほか新たに創設された子育てのための施設等利用給付と、これまであった子供のための教

育・保育給付を区別するため、これまであった給付に係る要領を改正しております。

次に、（２）施行条例の改正内容です。これは罰則について規定している第２条第１項第２、第３号を改正し、新たに創設された子育てのための施設等利用給付についても、保護者または事業者等が虚偽の報告をした場合に、過料を科すことができることを規定したものです。

以上、説明とさせていただきます。なお、施行日は公布の日からとします。どうぞよろしく願います。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは質疑をお願いいたします。

弓掛委員。

○弓掛委員 申しわけないですが、内容がよくわからない。もうちょっとわかりやすく。

○桑田委員長 松長部長。

○松長子育て・女性支援部長 まず、もともとの基準条例のところは、平成27年度に国が新制度を始めるに当たって三次市が国の基準に従って制定したものです。したがって、このたび国がまた教育・保育無償化にかかわって基準のほうを改めますので、それに伴って市の基準条例のほうも全て改正したというようなことで、国のものに伴って市のものも変わってきたというような内容です。

内容的には、このたびの３歳以上の教育・保育無償化にかかわって、３歳以上からこれまで利用者負担額を受け取っていましたが、これについては受け取らない、３歳未満に限るということでした。あわせて国のほうの制度として、一定の市民税所得割が定められているその未満の世帯については、３歳未満についても保育利用料を免除する、あるいは第３子目以降についても免除するというようなことがありますので、それを規定しているのが第13条ということになります。

代替保育とか連携施設というところで改正された内容があるんですが、これは基本的に地域型保育事業、事業所内保育事業であるとか小規模保育事業というのは、３歳未満、ゼロ・１・２歳を保育する保育所になりますけれども、現に小規模の保育所ということがあって、基本的に連携施設をつくらないといけないということがあります。連携施設というのは、例えば小さな小規模保育事業所が職員が病気で急に保育士がいなくてというときに、保育士を派遣してもらったりとか、あるいはゼロ・１・２歳でそこを卒園した先に受け入れ先がないということではいけないので、卒園したときに受け入れ先をつくる、あるいは指導、助言、また保育におけるお互いに交流して保育をするというようなところもあるんですが、そういった連携施設をつくるということが規定されておりました。ただし、５年間は緩和措置、連携施設をつくらなくてもいいというような経過措置があったんですが、全国的に連携施設をつくるということは非常に難しい状況があるということで、この５年間で10年間に延ばされたというようなことがあります。加えて、連携施設の確保を、これまでは認定こども園であるとか認可の保育所であるとかというようなところだったんですが、そうではないところ、同じような小規模保育事業であったり、いろいろなところを連携施設にしてもいいというような緩和もされたというような内容になっております。

以上です。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 要は１つは無償化に伴ってという事ですね。

○桑田委員長 松長部長。

○松長子育て・女性支援部長 このたびに係るものについては、無償化にかかわっての利用額負担のところの改正と連携施設の関係のところの改正が主な改正です。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 今度のこの無償化で三次市内の子供というか、対象は全ての子供たちが無償になるということですか。所得によっては払わにゃいけん人も出てくる。それと、今、連携施設の5年を10年にするというのは国の法律に。市が確認するんかようわからんけど、5年でできんもんが10年でできるという可能性があるのか。例えば1年目で連携せにゃいけんのがあつて、1年目でも連携できんもんが、5年も10年もたつて連携をどうしてもせにゃいけんことになるんかどうか、ようわからんので。

○桑田委員長 畑中子育て支援課長。

○畑中子育て支援課長 まず全てが無償化になるかというところで、これは給食費の副食費が1,200人程度になるんですけれども、その人数に対してそれぞれについて審査をしますけども、保育の必要性があると、お父さんお母さんが働いておられるという方が認められれば対象になります。在宅におられる方は保育の必要性はないので、そういう方は対象にならないので、全部ではありません。

○桑田委員長 松長子育て・女性支援部長。

○松長子育て・女性支援部長 連携施設にかかわっての10年の延長は国の基準が決定したものであるものです。今は市内では3所が該当するものでありますが、小規模保育の専法寺保育園さんについては連携施設のほうは確保できております。これは愛光保育所ということになります。残りの事業所内保育の2所につきましては、非常に連携施設を確保しにくい状況が確かにあります。これが10年に延びたところで確保できるかというところは、やはり不明なところではあります。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 1,200名というたら、ゼロ歳から5歳まで。

○桑田委員長 畑中子育て支援課長。

○畑中子育て支援課長 1,200名というのは3歳以上について。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 ゼロ歳から3歳未満は対象じゃない。

○桑田委員長 畑中子育て支援課長。

○畑中子育て支援課長 ゼロから2歳については市民税非課税の方が対象になります。3歳以上が無償。3歳以下が所得の非課税の方が無料。1,200名というのは3歳以上。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 会派からのお願いなんですけども、これ見たときにみんなわからんと言うて、ふうふう言われましたけれども、今も説明資料をつくっていただいているんですけど、ちょっと難しいので、わかりやすく。その心はみたいなところがあれば。

○桑田委員長 要望ですね。

横光委員。

○横光委員 さっき無料と言うたのは、3歳以上と非課税。3人目というのは。

○桑田委員長 3人目というのが今の3歳未満の。

○横光委員 ゼロ歳から2歳でも、3人目が無料になるのか。

○桑田委員長 松長子育て・女性支援部長。

○松長子育て・女性支援部長 3歳から5歳の子供については全て無料。ゼロ・1・2歳については住民税非課税世帯と第3子目以降無料、それから第2子半額というふうになっております。

○桑田委員長 今、副委員長がつぶやいていましたけれども、双子の場合はどうなる。1人でしょう。2人目なのに双子になったら、片方が。そういうことでいいの。

松長子育て・女性支援部長。

○松長子育て・女性支援部長 2人のうち1人が第2子目という関係になります。第1子と第2子。

○桑田委員長 それと、はっきりしてないけ、あれかもわかりませんが、3歳以上となると、4月とか年度末で切るわけですか、3歳とか未満とか3歳以上とか。途中で3歳になったけ、そこらとかいうわけにはいかんでしょうね。

畑中課長。

○畑中子育て支援課長 保育所の場合は4月1日を基準日で3歳。幼稚園の場合は、奨励費も移行期、3歳になったときから開始しましたので、3歳になった日から日割りで1号認定の対象になります。そこは保育所と幼稚園は違います。確かに違うんですけども、区分的にはそうなっていますので。

○桑田委員長 ほかにありませんか。

さっき弓掛委員が言っていましたけれども、もしわかりやすいようなものがあれば、説明資料。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 なければ、以上で議案第77号の審査を終わります。

子育て・女性支援部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○桑田委員長 それでは、委員会審査報告書に沿って、議案ごとに討論、採決を行いたいと思いません。

議案第74号から第77号までを順に討論、採決を繰り返して行うようになりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これより議案第74号、三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)について討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号、三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)につい

て、本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

これより議案第75号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第75号、三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第76号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号、三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

最後に、議案第77号について討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案77号、三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び三次市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例(案)を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

以上で採決を終わります。

次に委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いいたします。

竹原委員。

○竹原委員 77号で、ようわからんのじゃが、ゼロ歳から3歳未満の非課税割のところは無償化される。そうでないところは無償化にならんのだと思う。不公平感があるかなというふうに思うんですね。そのあたり財政的な措置ができれば、あまり大した金額でもないんだらうけど、不公平感がないような措置というか施策というか展開してもらえばいいなと私は思いました。

○桑田委員長 極端に言うたら、皆。

○桑田委員長 そのほか、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようですので、委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、そのようにさせていただきます、後日タブレットに入れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を終了したいと思います。

なお、明日13日の委員会は休会といたします。長時間ありがとうございました。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和元年9月12日

教育民生常任委員会

委員長 桑 田 典 章